

○ 農家負担金軽減支援対策事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 1964 号）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">農家負担金軽減支援対策事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2304 号 最終改正 <u>令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 3550 号</u></p> <p>第 1～第 9 [略]</p> <p>第 10 経営所得安定対策等支援事業 1～4 [略] 5 経営所得安定対策等支援計画の審査及び認定 (1)～(7) [略] (8) 経営所得安定対策等支援計画の認定期間は、<u>令和 2 年度</u>までとする。</p> <p>第 11 [略]</p> <p>第 12 災害償還助成事業 1～2 [略] 3 災害償還助成計画の審査及び認定 (1)～(7) [略] (8) 災害償還助成計画の認定期間は、<u>令和 2 年度</u>までとする。</p> <p>第 13 [略]</p> <p>第 14 緊急支援事業 1 事業の実施期間 緊急支援事業の実施期間は、<u>令和 2 年度</u>までとする。 2～4 [略]</p> <p>第 15～第 22 [略]</p>	<p style="text-align: center;">農家負担金軽減支援対策事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2304 号 最終改正 <u>平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 1959 号</u></p> <p>第 1～第 9 [略]</p> <p>第 10 経営所得安定対策等支援事業 1～4 [略] 5 経営所得安定対策等支援計画の審査及び認定 (1)～(7) [略] (8) 経営所得安定対策等支援計画の認定期間は、<u>平成 32 年度</u>までとする。</p> <p>第 11 [略]</p> <p>第 12 災害償還助成事業 1～2 [略] 3 災害償還助成計画の審査及び認定 (1)～(7) [略] (8) 災害償還助成計画の認定期間は、<u>平成 32 年度</u>までとする。</p> <p>第 13 [略]</p> <p>第 14 緊急支援事業 1 事業の実施期間 緊急支援事業の実施期間は、<u>平成 32 年度</u>までとする。 2～4 [略]</p> <p>第 15～第 22 [略]</p>

附 則（令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 3550 号）

この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。